

## 協働のまちづくり推進委員会について

### ○前回の会議より

条例の実効性を確保するために、「協働のまちづくり推進委員会」を設置する案を事務局で作成し、意見を募った結果、今回は以下の2案を検討する。

- 1・委員会の委員を全て市外在住者にする
- 2・委員会の委員に行政・議会も含め、諮問機関という位置づけを変更する

### ○事務局の考え

上記2の案について、議会の現在のスタンスとして、審議することとなる案件には関与していない（出席していない）※議会事務局確認済。事業の実施手法、検証や表彰行為を行う委員会の委員に議会を含ませることは難しいと考えるため、1の案を採用したい。

### ○1の案について

所掌事務の大幅な変更はないが、前回案から「協働事業の情報収集を行い」を外している。これは第三者（市外在住者）が、通常の報酬しかない中で、自ら情報収集活動をする可能性は低いと考えられるためである。また、情報収集については事務局が行うこととする。

協働のまちづくり推進委員会イメージ【パターン①市外在住者】

■ 委員メンバー

中立性を図り、公平な判断ができるように全て市外在住者とする。

■ 所掌事務

（諮問）

① 協働の視点に立った事業の実施手法、検証

※ 事業費減少などを目的とした事業自体への検証ではなく、協働のまちづくりの手法についての検証。対象事業は市事業のみではなく市民活動も含まれる。

② 市民参加の方法      ③ 条例の改正      ④ その他条例に係る重要なこと

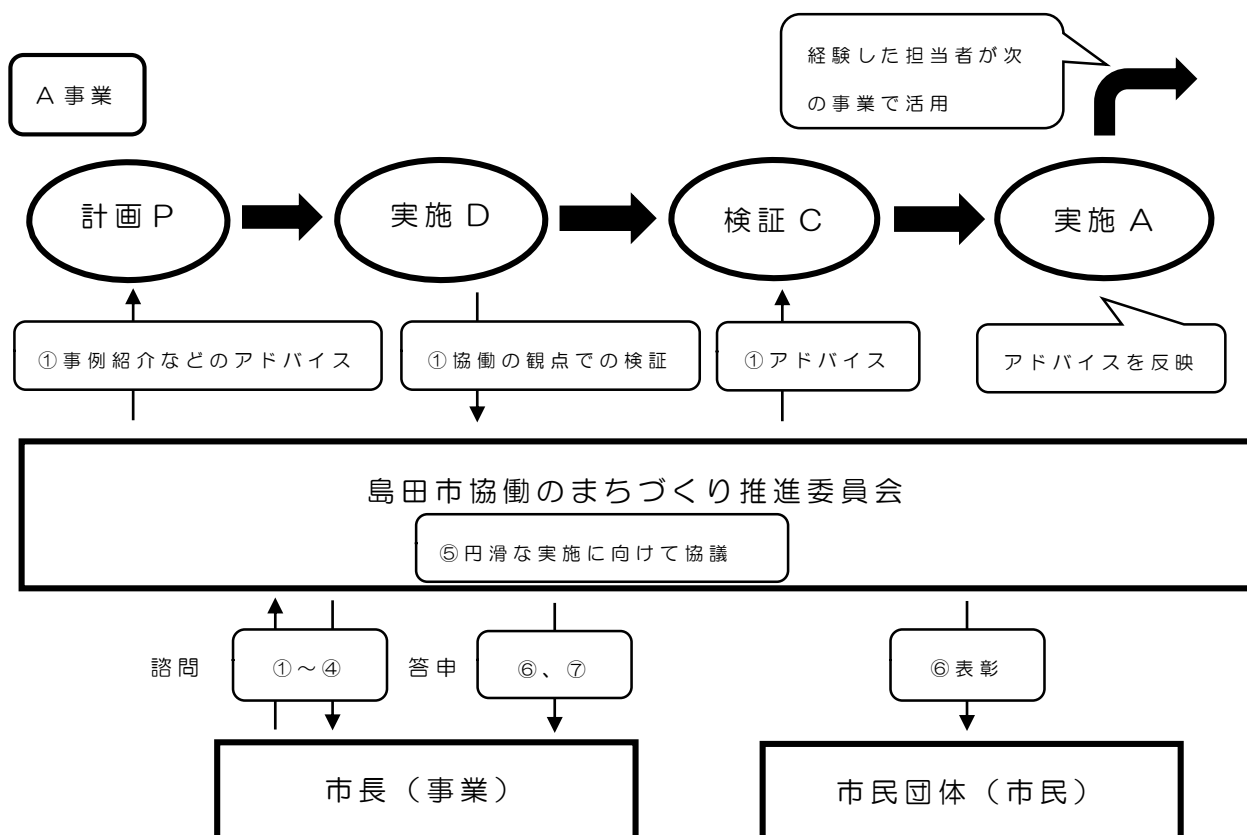
（協議事項）      ⑤ 協働事業の円滑な実施に向けての協議

（その他）

⑥ 優秀な協働事業、まちづくりに貢献する市民・市民団体への表彰

⑦ 協働事業について市長への意見

■ 業務フローイメージ



島田市自治基本条例 素案（実効性の確保部分）

第 10 章 協働のまちづくり推進委員会

（設置）

第 27 条 この条例の目的を達成するため、島田市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 28 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- （1）協働のまちづくりの視点に立った事業の実施手法及び検証に関すること。
- （2）市民参加の方法に関すること。
- （3）この条例の改正に関すること。
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、この条例に係る重要事項に関すること。

2 委員会は、前項の規定による調査審議を行うほか、協働のまちづくりの円滑な実施に向けて協議を行う。

3 委員会は、協働のまちづくりの推進に寄与すると認める事業並びにまちづくりに貢献する活動を行う市民及び市民団体を表彰することができる。

4 委員会は、協働のまちづくりの推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

（委任）

第 29 条 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

島田市協働のまちづくり推進委員会規則 素案

（趣旨）

第 1 条 この規則は、島田市自治基本条例（平成●年島田市条例第●号）第●条の規定に基づき設置する島田市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市外で活動する特定非営利活動法人の代表者
- (3) 公募に応じた市外在住者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第 5 条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者を出席させて、必要な説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、地域生活部地域づくり課において処理する。

（その他）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

協働のまちづくり推進委員会イメージ【パターン② 3者による評価】

■ 委員メンバー

市民、議会、行政で構成する。※ 諮問機関ではない。

■ 所掌事務

（協議事項）

① 協働の視点に立った事業の実施手法、検証

※ 事業費減少などを目的とした事業自体への検証ではなく、協働のまちづくりの手法についての検証。対象事業は市事業のみではなく市民活動も含まれる。

② 市民参加の方法      ③ 協働事業の情報収集を行い、円滑な実施に向けての協議

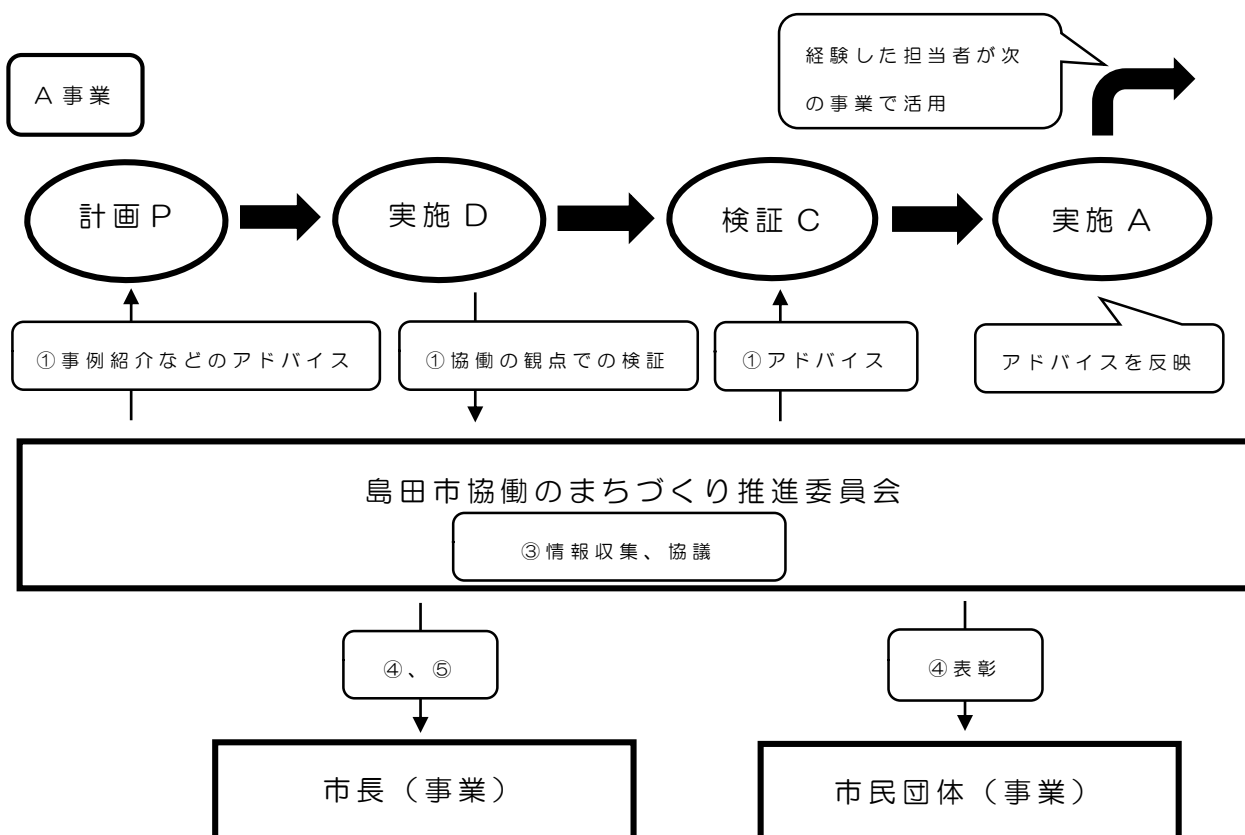
（その他）

④ 優秀な協働事業、まちづくりに貢献する市民・市民団体への表彰

⑤ 協働事業について市長への意見

※ 「条例の改正」は別の条で定める。

■ 業務フローイメージ



島田市自治基本条例 素案（実効性の確保部分）

第10章 協働のまちづくり推進委員会

（設置）

第27条 この条例の目的を達成するため、島田市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第28条 委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- （1）協働のまちづくりの視点に立った事業の実施手法及び検証の調査審議
- （2）市民参加の方法に関する検討
- （3）協働のまちづくりに関する情報の収集
- （4）協働のまちづくりの円滑な実施に向けた協議
- （5）協働のまちづくりの推進に寄与すると認める事業並びにまちづくりに貢献する活動を行う市民及び市民団体に対する表彰

2 委員会は、協働のまちづくりの推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

（委任）

第29条 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第11章 雑則

第30条 市長は、この条例の目的が達成されているかどうかについて検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による措置を講ずるに当たっては、市民等の意見を適切に反映するための必要な措置を講ずるものとする。

島田市協働のまちづくり推進委員会規則 素案

（趣旨）

第1条 この規則は、島田市自治基本条例（平成●年島田市条例第●号）第●条の規定に基づき設置する島田市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内で活動する特定非営利活動法人の代表者
- (3) 市議会議員
- (4) 市職員
- (5) 公募市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者を出席させて、必要な説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、地域生活部地域づくり課において処理する。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、会長が別に定める。